# 株主各位

東京都新宿区市谷本村町3番29号

株式会社スポーツフィールド 代表取締役 篠 崎 克 志

# 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申しあ げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面での議決権行使を推奨いたします。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月23日(水曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

**1. 日 時** 2022年3月24日(木曜日)午前10時

(受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町3番29号

FORECAST市ヶ谷4階 当社セミナールーム

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第12期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告 の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第12期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類 の内容報告の件

決議事項 議 案

定款一部変更の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sports-f.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、 上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の決議通知につきましても、上記の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。
- ◎株主総会の状況は、「Zoomウェビナー」でライブ配信いたします。詳細につきましては、本招集通知に同封しております別途ご案内資料をご覧ください。なお、ライブ配信は視聴のみとなり、議決権行使ならびに質疑応答などの発言はお受け付けいたしかねます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

#### 議 案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 16 条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
  - ② 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ③ 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限 定するための規定を設けるものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 株主総会の円滑な運営を行うため、現行定款第17条(決議の方法)、第20条 (取締役の選任)及び第31条(監査役の選任)について、株主総会における特 別決議及び役員選任決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上とする旨を規定するものであります。
- 2.変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考資料等のインターネット	
開示とみなし提供)	<削 除>
第16条 当会社は、株主総会の招集に際	
し、株主総会参考書類、事業報	
告、計算書類及び連結計算書類	
に記載または表示すべき事項に	
係る情報を、法務省令に定める	
ところに従いインターネットを	
利用する方法で開示することに	
より、株主に対して提供したも	
<u>のとみなすことができる。</u>	
	(電子提供措置等)
<新 設>	第16条 当会社は、株主総会の招集に際
	し、株主総会参考書類等の内容
	である情報について、電子提供
	措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる
	事項のうち法務省令で定めるも
	<u>のの全部または一部について、</u>
	議決権の基準日までに書面交付
	請求した株主に対して交付する
	書面に記載しないことができ
	<u>3.</u>

(決議の方法)	(決議の方法)
第17条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
<新 設>	2. 会社法第309条第2項に定める決
	<b>議は、議決権を行使することがで</b>
	きる株主の議決権の3分の1以上
	を有する株主が出席し、その議決
	権の3分の2以上をもって行う。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会において選	第20条 当会社の取締役は、株主総会に
任する。	おいて議決権を行使することが
2. (条文省略)	できる株主の議決権の3分の1
	以上を有する株主が出席し、そ
	の議決権の過半数の決議によっ
	<u>て選任する。</u>
	2. (現行どおり)
(監査役の選任)	(監査役の選任)
第31条 監査役は、株主総会において選	第31条 当会社の監査役は、株主総会に
<u>任する。</u>	おいて議決権を行使することが
	できる株主の議決権の3分の1
	以上を有する株主が出席し、そ
	の議決権の過半数の決議によっ
	て選任する。

	(附則)
<新 設>	1. 現行定款第16条(株主総会参考
	資料等のインターネット開示と
	みなし提供)の削除および変更
	定款第16条(電子提供措置等)
	<u>の新設は、2022年9月1日から</u>
	効力を生じるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、2023
	年2月末までの日を株主総会の
	<u>目とする株主総会については、</u>
	現行定款第16条はなお効力を有
	<u>する。</u>
	3. 本附則は、2023年3月1日また
	は前項の株主総会の日から3か

以 上

月を経過した日のいずれか遅い

日後にこれを削除する。

# 事 業 報 告

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年1月1日~2021年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きが見られております。

人材サービス業界においては、2021年平均の有効求人倍率は1.13倍で、前年に比べて0.05ポイント低下するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により弱い動きとなっているなかで、一部求人等には持ち直しの動きも見られております。新卒採用市場においても、厚生労働省と文部科学省による令和4年3月大学等卒業予定者の就職内定状況調査(令和3年12月1日現在)では、大学生の就職内定率が83.0%と前年同期を0.8ポイント上回り、持ち直しの動きが表れております。

このような経営環境の中、当社グループは「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し、個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること」という経営理念のもと、スポーツ人財(※1)がスポーツを通じて培った素養を活かし、競技以外のビジネスというフィールドで輝けるよう、最適な企業と結びつけることに取り組んでまいりました。

(※1. スポーツに打ち込んだ経験を通じて社会・企業が求める高い価値を身につけた人財。新卒者においては、現役体育会学生、大学スポーツサークル・高校部活・クラブチーム等での競技経験者。既卒者においては、体育会出身者及び現役アスリートも含めたスポーツに打ち込んだ経験を持つ社会人。)

当社グループの主要3事業である、新卒者向けイベント事業、新卒者向け人財紹介事業、既卒者向け人財紹介事業については以下のとおりであります。

新卒者向けイベント事業の当連結会計年度における売上高は、845,802千円(前期比12.5%増)となりました。2020年は4、5月の緊急事態宣言において、来場型イベントは全面中止としましたが、2021年は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行いながら来場型イベントの開催を継続しオンライン型と併せイベント開催数は前期比で増加しました。販売枠数は、営業活動の見直しを図ったことで、企業の来場型イベントに対する需要拡大に迅速に対応することが可能となり、前期比で増加しました。特に2023年3月卒向け来場型イベントに対する企業の出展ニーズが強く、受注進捗が前年を上回り、2021年12月期の売上高にも寄与し、新卒者向けイベント事業として過去最高の売上高となりました。イベントへの参加学生のべ人数につきましても、来場型、オンライン型イベントともに大幅に増加しました

新卒者向け人財紹介事業の当連結会計年度における売上高は、684,497千円(前期比16.5%増)となりました。2021年3月卒学生に対する企業の採用需要が年明け(2021年1月~3月まで)においても、前年同期と比較して根強く2021年3月卒学生の内定承諾人数が前年同期比増加しました。2022年3月卒学生については、

ユニーク紹介学生数(企業に紹介した重複しない学生数)が、就職活動の早期化、オンライン面談の活用、人財・企業を担当する営業人員数を増強したことにより、前期比で増加し、また、ユニーク紹介企業数(学生に紹介した重複しない企業数)が、契約締結先の掘り起こしと新規顧客企業獲得等の営業施策により前期比で大幅に上回ったことから、内定承諾率が向上し、内定承諾人数が前期比で増加しました。2020年9月より開始したスポーツ経験者のための就職支援サービス「スポチャレ」も売上高増加に寄与し、新卒者向け人財紹介事業としては過去最高の売上高を更新しました。2022年3月卒学生向けスポナビ2022の登録人数は2021年12月末時点において前期比で増加となり過去最高となった一方、カバー率(登録者の内、面談対応により、アナログな関係が構築できている登録者の比率)は、前年同期比小幅上昇に留まり、来期への課題となりました。

既卒者向け人財紹介事業の当連結会計年度における売上高は、513,534千円(前期比6.0%増)となりました。新型コロナウイルス感染症による企業の採用活動への影響により、第1四半期及び第2四半期は紹介成約人数が減少したものの、企業の採用需要に持ち直しの動きが徐々に顕在化し、第3四半期以降は紹介成約人数が前年同期を大きく上回り、下半期売上高としては過去最高となりました。新規登録者数が、広告宣伝費の投下によるスポチャレ転職の新規登録増加を主因に、第2四半期以降は前年同期比でプラスに転じたことによりユニーク紹介人財数(企業に紹介した重複しない人財数)が前年同期比増加し、企業の採用需要の拡大に対応できたことが紹介成約人数の増加に寄与しました。また、ユニーク紹介企業数が、第2四半期以降前年同期を大幅に上回り、成約率の改善が進みました。

売上原価に関しては、前期比で増加となりました。新卒者向けイベントにおいて来場型イベントの開催数増加及び新型コロナウイルス感染症対策による会場規模拡大により会場費が増加、また、デュアルキャリア事業の売上増加に伴い派遣人件費が増加しました。

営業利益及び経常利益に関しては、前期比で減益となりました。営業体制・内部管理体制の強化に伴う人件費の増加、前年実施したオフィスの拡充及び横浜オフィスの移転、福岡オフィス増床に伴う地代・家賃の増加並びに広告宣伝費の戦略的投下により販売費及び一般管理費が増加しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,130,256千円(前期比13.1%増)、営業損失は32,469千円(前期は営業利益16,215千円)、経常損失は35,298千円(前期は経常利益32,016千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は79,133千円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益17,055千円)となりました。

事業別売上高、前期比は以下のとおりです。なお、当社グループはスポーツ人 財採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしており ません。

区分	売上高(千円)	前期比(%)
新卒者向けイベント売上高	845, 802	12. 5
新卒者向け人財紹介売上高	684, 497	16. 5
既卒者向け人財紹介売上高	513, 534	6. 0
その他売上高	86, 424	46. 1
合計	2, 130, 256	13. 1

- (注) 1. 上記の金額には返金引当金、売上戻り高を含んでおります。
  - 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、主に九州オフィス増床や横浜オフィス移転に伴う工事費用で総額71,087千円であります。

#### (3) 資金調達の状況

当社グループにおいて、財務的な安定性を高めることを目的として、長期借入で総額350,000千円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

## 〈経営理念〉

当社グループは、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し、個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること」という経営理念を掲げております。経営理念の一節にある「スポーツの可能性を様々なフィールドで発揮し」を社名の由来としており、当社がスポーツ自体の価値や可能性を高め、競技以外の様々なフィールドで発揮されている状態を作ることを経営方針としております。

主力事業であるスポーツ人財に特化した就職・採用支援事業では、求職者がスポーツを通じて培った素養を、競技以外のビジネスというフィールドで輝けるよう、最適な企業と結びつけることに取り組んでおります。当社から紹介したスポーツ人財一人ひとりが入社後の企業で活躍することで、スポーツの価値が発揮された事例を作っていくことができています。

また、スポーツ人財の活躍によって雇用する企業も活性化されることにより、経営理念の一節にある「個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献」していると当社グループは考えております。

#### 〈目標とする経営指標〉

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、事業規模の拡大と効率的な企業運営を重視しております。そのため当社は①売上高、②売上高営業利益率の2指標を、重要な経営指標と位置づけております。

#### 〈経営戦略〉

当社グループは、既存事業の質的・量的な成長に加え、スポーツに関わる新規事業の拡大により、「スポーツ人財会社」から「日本を代表するスポーツカンパニー」

への飛躍を図るために、以下に記載された会社の対処すべき課題へ対応していくことが経営戦略上、重要であると認識しております。そのため、当社は求職者に対する深い理解と強力なグリップを今後も継続し強化していくため、優秀な従業員の採用と育成、自社サービスのサービス強化や認知度向上、組織管理体制の強化を行ってまいります。

#### 〈会社の対処すべき課題〉

#### a) 主要事業の強化

主要事業の強化には、当社並びに当社ブランド「スポナビ」の認知度向上、当社サービス登録者・利用者数の増加、提供サービスの向上が重要であると認識しております。当社は、スポーツ人財領域に特化しているという強みを活かし、スポーツ人財領域において圧倒的なNo.1となるため、人財、採用企業、そして社会に向けた当社及びスポナビブランドの認知度向上に取り組んでおります。オフィス出店エリアの拡大とオンラインの活用により47都道府県において当社サービスの提供、オンライン・オフラインを通じた広報・広告に対する人的・金銭的リソースの投下を行っております。

当社サービス登録者・利用者数の増加は、当社の主要事業の継続及び拡大に重要であります。新卒者向け採用事業においては、体育会学生・スポーツ人財の会員数を毎年確保、増加に向けて取り組んでまいりました。就職活動中の3~4年生だけでなく、同じ部活に所属する他学年や他部活の同級生等の紹介、未開拓エリアでのサテライトオフィスの運営、オンライン面談の活用により当社がカバーできる範囲を拡げ、営業人員の増強と拠点の拡充を図ってまいります。

同様に既卒者向け事業も既卒のスポーツ人財利用者を継続的に確保していきます。スポジョバやデュアルキャリアといった人財の流入経路を拡大させるとともに、新卒採用向け人財ビジネスでつながりを持ったスポーツ人財に今度は転職者として再び登録いただく方法(※)と、インターネット広告・SNS広告等の広告媒体からサイトへ登録いただく方法により登録者数の増加を図っております。

さらに求職者である人財と採用企業への提供サービスの向上が不可欠です。 当社は、人財と採用企業とのマッチングの精度向上のため、イベントの品質担保、向上に加え、従業員の提案力の向上、求職者の利便性向上に資する運営イベントやウェブサイトの機能拡充・改善、提供情報の質の向上と量の拡大にも努めてまいります。

※現在の仕事状況を把握・確認し、すでに退職している方に登録いただいております。また、人財の心身の健康に悪影響がある等のケースを除いて、当社から人財に対して退職・転職を促すことは行っておりません。

## b)従業員の採用・定着・育成

当社グループの事業継続及び拡大のためには、従業員数の更なる増加と一人ひとりが提供するサービス業務の生産性向上が重要だと認識しております。自社採用業務の一元管理を行うとともに、経営理念への共感をベースに多様な働き方を認めることで定着への施策も取り組んでおります。また、生産性向上については、階層別研修や営業人員の業務レベルを評価するためのスキルチェックの実施、自己研鑽の研修費を一部助成する等、営業人員の体系的・継続的な育成を図っております。

## c) 事業領域の拡大と新規事業の創出による事業ポートフォリオの多様化

当社は経営理念の一節に掲げるとおり、スポーツの価値や可能性を様々なフィールドを発揮することを目的としており、また、収益源の多様化のためにも、新規事業の創出に積極的に取り組んでまいります。2020年9月よりサークル・クラブ活動も含めた広義のスポーツ人財を対象とするスポチャレ事業を開始、「スポーツの経験は就活の力になる」という軸は変わらず、事業領域の拡大を図っております。また、2020年5月に事業譲受したスポジョバを新たな切り口として既存事業とのシナジーを高めスポーツ関連企業へサービスを拡充いたします。また、デュアルキャリア事業は契約スポーツチーム数及び支援アスリート数の増加を通じて売上拡大を図ります。

#### d) 経営管理体制の強化

当社グループは、事業継続・拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、事業・組織運営上の問題点の把握・集約、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。そのために、当社グループでは①2020年6月コンプライアンス審査会を設置し、新サービス・新事業開発等に伴うコンプライアンスチェック(法令並びに倫理面)体制を強化、②管理本部・経営戦略本部の人員を増強し、③各種規程を整備し、全役員・従業員向けに研修や周知徹底することにより経営管理体制を強化しております。

## e)情報管理体制の強化

当社グループは、スポーツ人財採用支援事業を通じて、多数のスポーツ人財の個人情報並びに企業の採用情報を有しているため、情報管理が重要課題であると認識しております。当社グループにおいては、社内規程(情報管理規程・情報セキュリティ規程・個人情報保護管理規程等)の制定及び運用、定期的な社内教育の実施、ICT開発本部を中心としたセキュリティシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

#### f) 基幹システムの強化

当社グループは、今後の事業規模拡大に向けて、取引案件及び人財情報の増加が見込まれるため、基幹システムのうち、特に営業管理システムの整備・改良・適切な運用を行うことで、人財・企業データ管理・分析力の向上による営業力強化と社内業務の効率化・省力化を図ってまいります。具体的には、①ICT開発本部並びに事業本部・経営管理本部との連携による改善箇所の洗い出しと改善の実施、②営業管理システムへの新しい機能の拡充、③ICT開発本部従業員への最新のIT技術の教育、④ICT開発本部での優秀な従業員確保に注力しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し あげます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区		分	2018年度 第9期	2019年度 第10期	2020年度 第11期	2021年度 (当連結会計年 度) 第12期
売	上	高	1,516,370 千円	1,917,813 千円	1,883,269 千円	2, 130, 256 千円
営業利益	又は営業損	員失 (△)	124,661 千円	194, 359 千円	16, 215 千円	△32, 469 <sup>千円</sup>
経常利益	又は経常損	員失 (△)	113,916 千円	192, 045 千円	32,016 千円	△35, 298 千円
親会社株主 又は親会社株主		当期純利益 期純損失(△)	72,809 千円	132, 965 千円	17,055 千円	△79, 133 <sup>千円</sup>
純	資	産	132, 205 千円	429, 932 千円	446,826 千円	368,007 千円
総	資	産	735, 377 千円	1, 106, 275 千円	1, 488, 182 千円	1,540,544 千円
1株当	たり純	資産額	162.02 円	487.67 円	506. 33 円	410.12 円
		月純利益 期純損失	89. 23	162. 73 <sup>円</sup>	19. 34 <sup>円</sup>	△88.83

- (注) 1. 当社では、第10期より連結計算書類を作成しております。なお、第9期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
  - 2. 当社は、2019年10月4日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エスエフプラス	千円 10,000	100. 0	営業支援事業、人 財紹介事業、採用 アウトソーシング 事業

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社スポーツフィールドイノベーションズについては、当連結会計年度において清算結了しております。

③ 他の会社の事業の譲受け 該当事項はありません。

# (7) 主要な事業内容

事業	主 要 商 品 名
新卒者向けイベント事業	スポナビキャリアセミナー、スポナビ合同就職セミナー、スポナビ合同就職セミナープラス、スポナビ就活セレクション
新卒者向け人財紹介事業	スポナビエージェント、スポチャレ
既卒者向け人財紹介事業	スポナビキャリア、スポチャレ転職
その他	スポジョバ、スポナビアスリート

# (8) 主要な営業所

事業所 所在地等		所在地等
	本社	東京都新宿区市谷本村町3番29号
	営業拠点数	全国11拠点 その他サテライトオフィス
当社	拠点	札幌オフィス (北海道札幌市) 仙台オフィス (宮城県仙台市) 千葉オフィス (千葉県千葉市) 横浜オフィス (神奈川県横浜市) 東海オフィス (愛知県名古屋市) 京都オフィス (京都府京都市) 大阪オフィス (大阪府大阪市) 神戸オフィス (兵庫県神戸市) 広島オフィス (広島県広島市) 九州オフィス (福岡県福岡市)

事業所		所在地等
株式会社	本社	東京都新宿区市谷本村町3番29号
エスエフプラス	営業拠点数	全国 2 拠点
	拠点	九州オフィス (福岡県福岡市)

# (9) 従業員の状況

従 業 員 数		前連結会計年度末比増減	
266	名	33	名増

<sup>(</sup>注) 従業員数は契約社員を含む就業人員数であります。

# (10)主要な借入先

借入先	借	入 氰	Į	
株式会社商工組合中央金庫		21	0, 520	千円
株式会社三菱UFJ銀行		19	5, 836	千円
株式会社三井住友銀行		15	0,000	千円
株式会社北陸銀行		8	9, 563	千円
株式会社みずほ銀行		4	7, 237	千円
株式会社東日本銀行		3	9, 520	千円
株式会社りそな銀行		1	6, 680	千円

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 3,264,000株

(2) 発行済株式の総数

897,400株(自己株式77株を含む)

(3) 株主数

677名

# (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率(%)
篠﨑 克志	204, 500	22. 79
伊地知 和義	104, 800	11. 67
加地 正	104, 800	11. 67
森本 翔太	104, 800	11. 67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	43, 700	4.87
株式会社SBI証券	32, 800	3. 65
光通信株式会社	17, 200	1. 91
吉弘 和正	9, 700	1.08
永井 淳平	8,600	0.95
重森 豊太郎	8,000	0.89
竹村 克己	8,000	0.89
医療法人ヒポクラテス竹村内科腎クリニック	8,000	0.89

<sup>(</sup>注) 当社は、自己株式数 (77株) を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況 2015年12月25日開催の臨時株主総会決議による新株予約権
  - ①新株予約権の払込金額

②新株予約権の行使価額

1 株につき18円

③新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株 予約権者」という。)が、上記に定める「新 株予約権の行使期間」の初日到来前に死亡し た場合、及び初日到来後に死亡した場合のい ずれにおいても、新株予約権者の相続人によ る新株予約権の権利行使は一切認められな い。

④新株予約権の行使期間 ⑤当社役員の保有状況 2018年1月1日から2025年12月30日まで

0 -1			
	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	_		_
社外取締役	_		_
監査役	100個	普通株式4,000株	1名

- (注) 当社は2019年10月4日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の行使価額」及び「目的となる株式の種類及び数」を調整しております。
  - (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
  - (3) その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2021年12月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
篠﨑 克志	代表取締役 体育会・スポーツ事業本部長 (特命) スポーツ事業部門長	_
伊地知 和義	取締役副社長 体育会・スポーツ事業本部長 西日本体育会事業部門長 事業企画推進部門長	
加地 正	専務取締役 経営管理本部長 人事Div. 長	_
森本 翔太	専務取締役 ICT開発本部長 ICT開発Div. 長	
小林 明彦	取締役	akソリューションアドバイザリー株式会社会長
河村 直人	取締役	株式会社シンライフワーク代表 取締役、一般財団法人 Japan Leading Edge Foundation理事、 一般社団法人日本中小企業スマ ートビジネス推進協会理事
大隅 靖朗	常勤監査役	_
山本 憲司	監査役	_
森 一生	監査役	代官山綜合法律事務所代表、株式会社ファーストロジック社外監査役、丹平製薬株式会社社外監査役、Retty株式会社社外取締役、株式会社SDGth代表取締役、株式会社出前館社外取締役

- (注) 1. 取締役小林明彦、河村直人は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役大隅靖朗、山本憲司、森一生は、社外監査役であります。
  - 3. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

執行役員 北川雅人 体育会・スポーツ事業本部 東日本体育会事業部門長 執行役員 亀田高一郎 経営管理本部 経営管理本部副本部長

- 4. 取締役永井淳平は、2021年3月25日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- 5. 当社は、取締役小林明彦、河村直人、監査役大隅靖朗、山本憲司及び森一生を株式会社東京 証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6. 監査役大隅靖朗は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有しております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬の決定に関する基本方針

当社は、経営理念の実現と継続的な企業価値向上のため、2021年3月19日開催の取締役会において、役員報酬の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

## (基本方針)

- ・当社グループの経営理念の実現と継続的な企業価値向上を目的とします。
- ・透明性・公平性の高い報酬決定プロセスを実現します。
- 会社の業績目標達成と報酬額の連動性が確保された制度設計にします。
- 株主と役員の間で短期・中長期的な利益とリスクが共有されている状態を維持します。
- ・役員のあるべき姿に適う経営人財を維持・確保できる報酬水準とします。

#### (報酬構成と算定及び決定方法)

- ・取締役の報酬等は、月額報酬(毎月支給)と役員賞与(翌年3月支給)により構成します。
- ・月額報酬の算定方法については役員報酬規程に定める役位別の月額報酬テーブルに基づいて、また役員賞与については連結売上高、連結経常利益の両指標について当初業績予想を超えた場合のみ、取締役会決議に基づいて株主総会で決議された限度額を上限に支給することがあります。
- ・月額報酬と役員賞与の構成割合については、8:2を賞与の支給上限として 定めます。
- ・中長期的な企業価値向上に対する動機付け、また株主との利益・リスクの共 有については取締役(社外取締役を除く)が一定の株式数を保有しているこ とから、現時点において実現できているものと考え、非金銭報酬等の中長期 的な変動報酬は導入しておりません。今後については役員構成やコスト、時 期等を勘案しつつ当該制度の導入を検討いたします。
- ・月額報酬と役員賞与の報酬決定プロセスについては、事前に社外役員に対して個人別の報酬内容に関する意見を求めた後、会社の業績の状況、経済情勢、その他各種の要素を勘案して、社外取締役及び社外監査役を含む取締役会において審議・決定します。
- ・透明性・公平性の観点から代表取締役に報酬の決定権限を再一任は行いません。
- ・非執行である社外取締役に対しては独立した立場から客観的に当社経営を監督する役割を考慮し、月額報酬のみとします。
- ・監査役の報酬等は、月額報酬のみで構成します。株主総会で決議された限度 額を上限に、会社の業績の状況、経済情勢、各役位、経歴、実績その他各種 の要素を勘案して、監査役会にて決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年3月29日であり、 決議の内容は、報酬等の限度額として、社外取締役以外の取締役について年額 250,000千円以内、社外取締役については年額20,000千円以内であります。当該定 時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。

当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年3月29日であり、 決議の内容は、報酬等の限度額として、監査役について年額30,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役	6名	66,874千円
(うち社外取締役)	(2名)	(7,200千円)
監査役	3名	14,400千円
(うち社外監査役)	(3名)	(14,440千円)
合計	9名	81,274千円
(うち社外役員)	(5名)	(21,640千円)

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小林明彦及び河村直人、監査役大隅靖朗、山本憲司、及び森一生は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補することとしております。当該保険の概要は以下のとおりです。

## ① 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、アドバイザリーボード、管理職または監督者である従業員

## ② 保険契約の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に 損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用 等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為 を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の 執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当 社が負担することとしております。

# (5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係(2021年12月31日現在)

氏名	区分	重要な兼職の状況
小林 明彦	社外取締役	akソリューションアドバイザリー株式会社会長
河村 直人	社外取締役	株式会社シンライフワーク代表取締役、一般財団法人 Japan Leading Edge Foundation理事、一般社団法人日本中小企業スマートビジネス推進協会理事
大隅 靖朗	社外監査役	_
山本 憲司	社外監査役	_
森 一生	社外監査役	代官山綜合法律事務所代表、株式会社ファーストロジック社外監査役、丹平製薬株式会社社外 監査役、Retty株式会社社外取締役、株式会社 SDGth代表取締役、株式会社出前館社外取締役

<sup>(</sup>注) 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。

# ② 当事業年度中における主な活動状況

氏	氏名 区分		:名 区分		取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な発言状況
小林	明彦	社外取締役	18回/18回	_	主に長年にわたる金融・財務及 び企業経営に関する豊富な経験 と実績を活かした専門的見地から、客観的・中立的な立場で取 締役会の意思決定の妥当性・適 法性を確保するための発言を行っております。		
河村	直人	社外取締役	18回/18回	_	主に長年にわたる人材業界及び 企業経営に関する豊富な経験と 実績を活かした専門的見地か ら、客観的・中立的な立場で取 締役会の意思決定の妥当性・適 法性を確保するための発言を行 っております。		
大隅	靖朗	社外監査役	18回/18回	13回/13回	主に長年にわたる金融・財務及 び企業経営に関する豊富な経験 と実績を活かした専門的見地か ら、取締役会及び監査役会にお いて議案審議等に必要な発言を 適宜行っております。		
山本	憲司	社外監査役	18回/18回	13回/13回	主に経営者としての豊富な経験 と実績に基づく幅広い知見から、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を 適宜行っております。		
森	一生	社外監査役	18回/18回	13回/13回	主に弁護士として専門的見地から、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を 適宜行っております。		

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,150千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結 会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬等の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったところ、妥当であると判断したためであります。
  - (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1, 240, 060	流 動 負 債	570, 682
現金及び預金	975, 659	買掛金	17, 690
売掛金	218, 462	1年内返済予定の長期借入金	201, 600
前渡金	8, 947	未払金	51, 685
前払費用	32, 803	未払費用	113, 916
未収入金	516	未払法人税等	2, 207
未収還付法人税等	4, 578	未払消費税等	30, 240
その他	442	前受金	45, 021
貸倒引当金	△1,350	預り金	37, 879
固 定 資 産	300, 483	賞与引当金	41, 553
有形固定資産	116, 023	返金引当金	27, 000
建物附属設備	146, 851	その他	1,887
工具、器具及び備品	28, 647	固 定 負 債	601, 854
減価償却累計額	△59, 475	長期借入金	547, 756
無形固定資産	1,000	資産除去債務	50, 759
ソフトウエア	1,000	その他	3, 339
投資その他の資産	183, 460	負 債 合 計	1, 172, 537
出資金	10	(純資産の部)	
敷金	150, 928	株 主 資 本	368, 007
繰延税金資産	32, 521	資 本 金	92, 869
		資 本 剰 余 金	82, 569
		利益剰余金	192, 793
		自 己 株 式	△225
		純 資 産 合 計	368, 007
資 産 合 計	1, 540, 544	負債・純資産合計	1, 540, 544

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

	科	目		金	額
	* *	Ħ	_	<u> </u>	
売	上		高		2, 130, 256
売	上	原	価		126, 860
売	上	総利	益		2, 003, 396
販 売 費	費及び一	般 管 理	費		2, 035, 865
営	業	損	失		△32, 469
営	業外	収	益		
受	取	利	息	10	
受	取	配 当	金	0	
助	成	金 収	入	400	
ポイ	イント	還 元	収 入	136	
受	取	手 数	料	1, 423	
そ		0)	他	236	2, 206
営	業外	費	用		
支	払	利	息	4, 350	
そ		0)	他	685	5, 036
経	常	損	失		△35, 298
特	別	損	失		
減	損	損	失	45, 251	45, 251
税金	等調整	前当期系	純 損 失		△80, 550
法人	税、住民	税及び	事 業 税	4, 061	
法	人 税	等 調	整 額	△5, 478	$\triangle 1,416$
当	期	純 損	失		△79, 133
非支西	尼株主に帰	属する当其	月純 損 失		
親会社	土株主に帰	属する当其	月純 損 失		△79, 133

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1, 237, 075	流 動 負 債	570, 197
現金及び預金	973, 253	買掛金	17, 690
売掛金	216, 898	1年内返済予定の長期借入金	201, 600
前渡金	8, 947	未払費用	113, 861
前払費用	32, 767	未払金	51, 647
未収入金	516	未払法人税等	2, 066
未収還付法人税等	4, 578	未払消費税等	30, 198
立替金	52	前受金	44, 936
その他	1, 411	預り金	37, 755
貸倒引当金	△1, 350	賞与引当金	41, 553
固 定 資 産	300, 483	返金引当金	27, 000
有形固定資産	116, 023	その他	1, 887
建物附属設備	146, 851	固 定 負 債	601, 854
工具、器具及び備品	28, 647	長期借入金	547, 756
減価償却累計額	△59, 475	資産除去債務	50, 759
無形固定資産	1,000	その他	3, 339
ソフトウエア	1,000	負 債 合 計	1, 172, 052
投資その他の資産	183, 460	(純資産の部)	
関係会社株式	0	株 主 資 本	365, 507
敷金	150, 928	資 本 金	92, 869
繰延税金資産	32, 521	資 本 剰 余 金	82, 569
その他	10	資本準備金	82, 569
		利 益 剰 余 金	190, 293
		その他利益剰余金	190, 293
		繰越利益剰余金	190, 293
		自己株式	△225
		純 資 産 合 計	365, 507
資 産 合 計	1, 537, 559	負債・純資産合計	1, 537, 559

# 損益計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

					(中匹・111)
	科	目		金	額
売	上	高			2, 122, 155
売	上	原 価			131, 962
売	上 絲	総 利	益		1, 990, 192
販 売	費及び一	般 管 理 費			2, 023, 810
営	業	損	失		△33, 617
営	業外	収 益			
受	取	利	息	64	
受	取	记 当	金	0	
助	成	金 収	入	400	
ポ	イント	還 元 収	入	136	
受	取	手 数	料	1, 462	
そ	0	り	他	403	2, 467
営	業外	費用			
支	払	利	息	4, 350	
そ	0	り	他	303	4, 654
経	常	損	失		△35, 805
特	別	損 失			
減	損	損	失	45, 251	45, 251
税	引 前 当	期 純 損	失		△81,057
法	人税、住民	税及び事	業 税	3, 891	
法	人 税 等	等 調 整	額	△5, 478	△1,586
当	期	吨 損	失		△79, 470

# 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社スポーツフィールド 取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 政 人業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飴 谷 健 洋 業務執行社員

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スポーツフィールドの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スポーツフィールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤 謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算 書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥 当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要が ある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監 査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に 関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対 して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社スポーツフィールド 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 政 人業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飴 谷 健 洋 業務執行社員

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スポーツフィールドの2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等 に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の 収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施し ました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反す る重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の 職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

2022年2月25日

株式会社スポーツフィールド 監査役会

常勤社外監査役 大隅靖朗 印

社外監査役 山 本 憲 司 印

社外監査役 森 一 生 即

以上

	〈メ	モ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			

〈メ	モ	欄〉

〈メ	モ	欄〉

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:FORECAST市ヶ谷4階

東京都新宿区市谷本村町3番29号

当社セミナールーム TEL 03-5225-1481



※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。

交通 東京メトロ有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩3分

都営地下鉄新宿線 「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩6分

JR線 「市ヶ谷駅」から徒歩6分